

# **Twice Migration of Japanese Immigrants to Hawai‘i: Processes, Motives and Continuity of Domestic and International Migrations**

(ハワイ日本人移民の二段階移動：  
国際移動から国内移動へ)

Mariko Iijima\*

**SUMMARY:** Recent studies on migration tend to emphasize its “transnationality” and “internationality” due to the increasing number of international migrants and their communities along with the acceleration of globalization. However, irrespective of whether migration takes place in a domestic or international sphere, migration itself causes economic, physical, and mental stress to those who move from one place to another. In this paper, by focusing on migration patterns of Japanese who finally found their way to Kona, the Big Island of Hawai‘i, after having experienced both international and domestic migrations, I intend to examine and compare the backgrounds, mechanisms, and processes of these migrations. By incorporating the domestic migration into the discussion of migration studies, I also aim to critically examine the premise that recent migration studies tend to highlight—“settlement” after first migration—and suggest the importance of examination of further migrations.

---

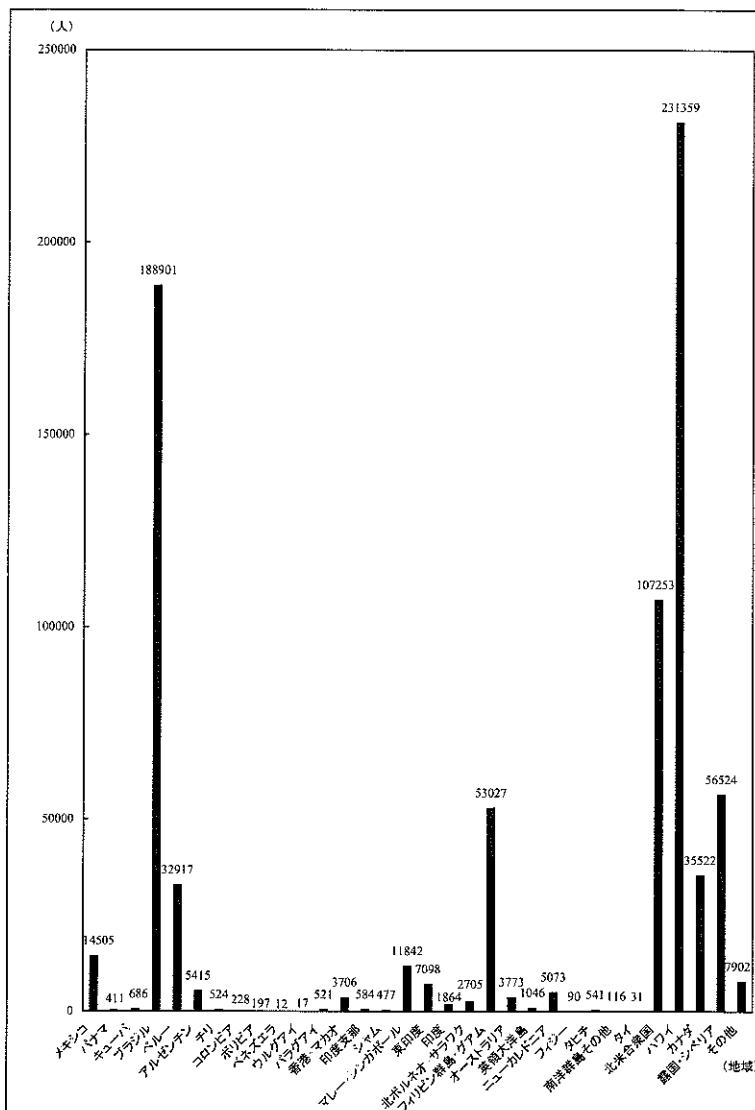
\* 飯島 真里子 Lecturer Tokyo Junshin Women’s College, Tokyo, Japan

## はじめに

近代日本における海外出稼ぎ労働者は、1868年のハワイに移民した「元年者」に始まり<sup>1</sup>、1924年のいわゆる「排日移民法」制定までにハワイに移動した人々の総勢は、231,359名にのぼる。<sup>2</sup>これは戦前の日本帝国勢力圏外への移動者数（774,867名）の29.9%に相当し、2位のブラジル（24.4%、188,901名）と3位のアメリカ合衆国（13.8%、107,253名）を大きく引き離す（グラフ①参照）。さらに、日本帝国勢力圏内の外地（台湾、朝鮮、満州など）への移動者を含めると、日本からの移民総数は392万5千となり、そのうち5.9%がハワイへと移動したことになる。なぜ、これだけ多くの人々がハワイに移動したのか。本論では、ハワイ移民の創出の要因を国際関係から個人的動機にいたるまで詳細に検討することによって、移民を促す背景の多様性と複雑性を明らかにする。

具体的には、ハワイ島コナのコーヒー栽培に関わった人々の移民プロセスを取り上げる。コナへの移民の特徴として、2度にわたる移動—国際移動と国内移動—を行っていることが挙げられる。彼ら・彼女らは、日本から直接コナへ移動したのではなく、当時ハワイ諸島各地に散らばっていたサトウキビ耕地での労働を経験した後、コナへと辿りついた。さらに言えば、コナを目指した移民の多くは、サトウキビ耕地での契約労働を終了しないまま移動した「逃亡移民」が多い。

国境を越えた移動は、言語文化・風土・社会・経済構造などの面において大きな差異が生じるため、移民研究全般において関心が高く、広く研究がなされている一方で、国内移動に関する研究はあまり注目されていない。それは、20世紀のグローバル化時代において、人々の移動を規制・制限する政策を国民国家が打ち立てたことにより、ますます国境の役割と意味が大きくなってきたことにも関係する。<sup>3</sup>つまり、国際移民を中心とした移民研究自体がグローバル化の波に押され、「国境を越えない移動」について目を向けない傾向が強まっているといえよう。しかし、移動する人々にとっては「移動を感じるのは、むしろ村と呼ばれたような地域共同体から出たとき」であり、「国境を越えた移動であっても、移動したと感覚をもちえない場合もある」。<sup>4</sup>本論では、ハワイへの移民の動機と背景を探ることにより、国際移動と国内移動が持つ意味について考察するとともに、両移動形態を比較検討することで、それらの関連性・断続性を明らかにする。

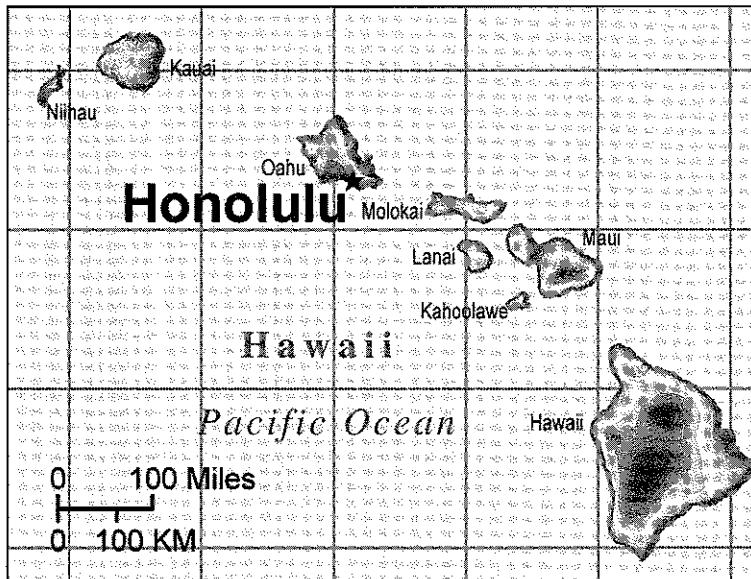
グラフ① 戦前の日本帝国勢力圏外への渡航先別移住者数：1868-1941<sup>5</sup>

飯田耕次郎『ハワイ日系人の歴史地理』(ナカニシヤ出版、2003年) 2-3  
頁より作成

## 1. 多層レベルから考察する人口移動の要因

通常、人口移動を促す要因を分析する際、「ブッシュ＝ブル理論」を使って説明することが多い。この理論は、19世紀末にアーネスト・レーベンシュタイン(Ernest Ravenstein)<sup>6</sup>によって発案され、その後エベレット・リー(Everett Lee)<sup>7</sup>により理論化されたものであり、移民送出及び受入地域双方の政治・社会・経済的な要因が、国内外を問わず、人の移動を引き起こすという考え方である。まず、ブッシュ要因とは移民が出身地や居住地から押し出される要因で、多くの場合ネガティブな要因である。例えば、仕事がない、賃金が安い、貧困に苦しんでいる、などが挙げられる。一方でブル要因とは、移民が移民先へひきつけられる要因であり、仕事がある、賃金が高い、より良い生活ができる、などである。つまり、ブッシュ＝ブル要因はコインの表裏であり、両者が補完しあつて人口移動が生まれるということになる。また、リーは人口移動を妨害する移民政策などの「阻害要因」(intervening obstacles)と「個人的要因」

地図①ハワイ諸島



出典：<http://www.united-states-map.com/topo/hawaii.htm>

(personal factors)を加えることによって、人口移動の増減を引き起こす要素も提示した。<sup>8</sup>

プッシュ=プル理論では、個人レベルにおける「損得勘定」が移民の動機や要因として強調される傾向にあるが、本稿では人口移動は国際・国家・地域・個人という段階的なレベルからの働きかけがあって、引き起こされるということを実証的に明らかにすることを目的とする。ここでは、規模の大きなレベル順に、(1)人口移動を(不)可能にする要因(移民送出国と受入国の国際関係及び移民政策)、(2)移民を創出する国内外の要因(移民送出国及び移民受入国内の経済・社会状況)、(3)地縁・血縁ネットワークの生成と個人的動機、という3つの要因に分類し考察することによって、ハワイ日本人移民の国際移動とその後の国内移動の過程と構造を検討する。

## 2. 国際移動：日本からハワイへ

### 2-1. 人口移動を(不)可能にする要因

#### ①移民送出国日本と受入国ハワイの国際関係

人の国際移動は、国家がそれを許しているか、否かが大前提となる。日本では300年以上にわたる徳川幕府の「鎖国」政策により、海外渡航と在外日本人の帰国が不可能となっていた。例えば、1841年漂流中にアメリカの捕鯨船に助けられ、ハワイに暫く逗留した濱田萬次郎(通称、ジョン・万次郎)は、1851年にアメリカから帰国した際、長崎奉行所などで長期にわたる取調べを受けた。それは、「鎖国」時代の幕府が海外からの帰国者がもたらす諸影響に対して警戒し、西欧の文化や言語を身につけた濱田を危険視したためである。<sup>9</sup>濱田の帰国から3年後に、日米和親条約が締結され日本は「開国」にいたるが、労働を目的とした日本人の海外渡航は、開国後しばらくは好ましいものとは思われていなかった。

民間人の渡航に対する消極性は、ハワイへの最初の集団移民である「元年者」(1868年、明治元年出航)に関する一連のやりとりからもうかがえる。18世紀中期のハワイでは、サトウキビ産業の台頭により、耕地労働者を大量に必要としていた。まず、1851年から中国人労働者を誘致したが、欧米諸国で盛んに唱えられていた黄禍論の影響を受け、中国人の入国を制限し始めた。サトウキビ産業の主要労働力を失ったことにより、ハワイ政府は、近隣国である日本に急遽労働者の招致を依頼する。その際、徳川幕府とハワイ政府の仲介役となり、日布条約締結と日本人誘

致の交渉にあたったのが、オランダ系アメリカ人エジーン・M・ヴァン・リード (Eugene M. Van Reed) であった。<sup>10</sup> ヴァン・リードは、1859年から横浜を拠点に武器や米などの輸入業を行なながら、英語辞書の編纂や英字新聞の発行を行うなど日本の「文明開化」に寄与した人物でもあった。しかし、徳川幕府はヴァン・リードが商人<sup>11</sup>であることを理由に日布条約締結を拒絶するなど、交渉は難航した。最終的に、1867年、ヴァン・リードは「日本ハワイ臨時親善協定」締結にこぎつけ、幕府はハワイへの出稼ぎ者350人分に渡航印章を下附したのである。

ところが、渡航予定者がハワイへの出発準備を始めていたにもかかわらず、1868年1月3日に樹立した明治新政府は、徳川幕府猪行の渡航印章を無効とした。その直接の理由は、明治政府がハワイとは「(通商)条約未済之国」であるためだった。<sup>12</sup> しかし、実際は、政府が北海道開拓を中心とした国内の開発整備に力をいれており、海外移民の送出には消極的になっていたことも挙げられる。<sup>13</sup> また、明治政府のみならず、日本社会の風潮としても移民送出に否定的な雰囲気があった。以下、1868年4月3日付けの中外新聞(ジャパン・ヘラルドの翻訳新聞といわれる)の一部抜粋である。

期限、給銀等は同じからずと雖もいわゆる黒奴売買の所業にひとしき事にて、此の如き所業は万国の法例に戻り、且つ、無辜(むこ)の日本人、狡猾の外国人に欺かれ利益は悉く彼に奪われ、憐れむべし日本人は酷熱の気候と辛労煩苦に耐えずして疾病に罹るのみならず、万一如何程残酷の処置に逢うと訴えるべき処無く、たとえ死すとも(労働契約)期限中は故郷へ帰るの路無く、不祭の鬼となるにいたるなん。<sup>14</sup>

1868年といえば、イギリスが奴隸制を廃止して35年が経ち、ブラジルはその廃止まであと20年を要す時期である。外国事情の報道に力をいれていた中外新聞の記事は、当時の奴隸制代替労働力としての日本人移民招致の核心をつくと同時に、ハワイで実際日本人移民が直面する問題—サトウキビ耕地主による「半奴隸的」待遇一を見事に言い当てているといえよう。

しかし、ヴァン・リード率いる153名(内女性5名、子ども2名)の元年者は、明治政府からの正式な許可を得ることなく、1868年4月25日に横浜を出航し、35日後ホノルルに到着した。その多くが都市部の出身者で農業経験に乏しかったことや、言語・文化風習の違いによる誤解など

から、ルナ（耕地監視員）や耕地主との紛争が多発し、元年者からの不満が急増、ついには移民元締であった牧野富三郎<sup>15</sup>が1868年11月から1869年8月の間に「皇朝横浜御政府様」宛てに帰国を要望する嘆願書を出すにいたる。その事態を重く見た明治政府は移民召還を決定し、ハワイ政府との交渉の末、帰国希望者40名とハワイ生まれの子ども1名を、3年の労働契約を終えることなく、1870年3月に横浜に帰還させた。<sup>16</sup>この事件により、明治政府は元年者の渡航が「失敗」であったと結論付け、その後ハワイへの集団移民は1885年まで再開されることはなかった。<sup>17</sup>

1870年に希望者の帰国によって「元年者事件」が解決した後、ハワイ政府からの積極的な働きかけにより、日布関係は改善していく。その背景には、西欧諸国に植民地化されていない日本と結束を強めることで、「大亞細亜同盟」を結成し、迫りくる西欧諸国侵略を阻止するというハワイ国王カラカウアの意図があった。また、増大するサトウキビ産業の労働者不足に悩むハワイにとって、低賃金で働き、同じ「太平洋の島の民族」としてハワイ社会に同化可能と思われる日本人の移入は必要不可欠であった。<sup>18</sup>そして、1871年には日布修好通商条約が締結され、1881年にカラカウアは世界周遊に際して日本にも滞在し、ハワイへの移民再開を要望した。それと同時に、日本皇族山階宮定麿親王と、国王の姪にあたるカイウラニ女王との成婚の話がハワイ国王により提案されたのも有名な話である。国際成婚は日本側の辞退により実現しなかったが、翌年明治政府は移民再開に合意し、元年者の「失敗」を繰り返さないためにも今回はハワイ政府と日本人移民による契約を徹底させた。その契約には、ハワイ政府が移民とその家族（妻と2人の子ども）の渡航費を全額負担することや、ハワイにおける個人税や医療費を免除するなど日本人移民に対する優遇的待遇が盛り込まれ、1885年からハワイへの移民が本格化するのである。<sup>19</sup>

元年者の渡航から17年を経て再開したハワイ移民の経緯には、開国に際し国際社会での立場をどのように確立していくかに対する明治政府の混迷が垣間見える。開国は、西洋列強諸国から人々の流入のみならず、日本から人々を送り出すことであり、海外移民は日本の国際的地位を築く際の重要な存在となったのである。一方で、ハワイにとって、日本人移民は、基幹産業であるサトウキビ生産を支えるための労働力補給という実務的な要望を満たすとともに、西洋列強諸国からの侵略を食い止め、日本との良好な関係を保つためには必要不可欠な存在であったのである。つまり、国際移民は、日布間の外交関係の構築過程における「手段」としての役割も持っていたのである。

## ②ハワイ併合によるアメリカ移民法適用

1894年、ハワイ王国は女王リリウオカラニの廃位により、1世紀続いた王国の終焉を迎える。<sup>20</sup>そして、1898年には、軍事拠点としてハワイの重要性を認識したアメリカ合衆国がハワイを準州として併合するにいたった。併合後は1900年基本法 (The Organic Act) の施行により、アメリカ本土の諸法がハワイ準州でも適用されるようになり、日本からハワイへの移民の動向にも影響を与えた。具体的には、1900年以降、日本からハワイへの移動がアメリカ本土と同様に「制限」し始められ、1924年には最終的に移民が「禁止」された。このような段階的な移民制限により、日布間の人口移動は渡航者数のみならず、移民者の構成内容も変化していった。

まず、1900年基本法制定以前のハワイでは、1850年に制定された主人と召使法 (The Masters and Servants Act) により、労働者に対する契約労働の満了が義務付けられていた。それには、雇用主による不当な扱いに対する処罰も含まれ、労働者の保護が保障された。外国人労働者に関しては、5年までの年季奉公が許可されており、日本人移民の場合はサトウキビ耕地での3年の契約内容に同意したのち、ハワイへと渡航した。しかし、1900年以降は、アメリカ本土で1885年から施行されていた外国人契約労働者法 (The Contract Labor Law) がハワイにおいても適用され、契約労働者の移民が全面的に禁止された。グラフ②が示すように、1899年にはそれまでの最多2万2千人以上の日本人がハワイへと移動した。それはサトウキビ農園主が1899年までに入国した者はアメリカ基本法適用後も3年の契約が有効と考えていたためだが、実際には1900年に即時無効となつた。<sup>21</sup>よって、契約労働者の労働力に大きく依存していたサトウキビ耕地主たちは、契約満期の有無にかかわらず、労働者を契約から解放しなければならず、労働者確保が以前より困難になつた。

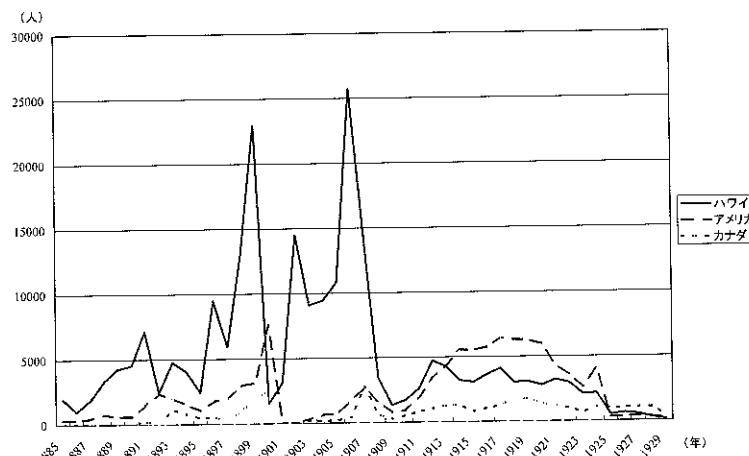
1900年の契約労働制の禁止により自由の身となつたハワイ在留日本人移民の中にはアメリカ本土へと移動する「転航者」も増え始めた。転航者は1888年頃から出現し始めていたが、1900年以降から急増する。それは、アメリカ本土では、サトウキビ耕地における抑圧的・人種差別的な生活から逃れ、高い賃金で働くことができたためである。例えば、ハワイのサトウキビ農園の日給が69セントだったのに対し、シアトル・タコマ地区では鉄道労働者の日給が1.25-1.35ドル、サンフランシスコ地区ではイチゴやトマトの収穫作業の日給が1.50ドルと宣伝されていた。<sup>22</sup>「自由の国」というイメージとともに、経済的な魅力も兼ね備えたアメリカ

には、ハワイからの転航希望が殺到した。

また、1900年代にはハワイのみならず、日本からの「計画的」転航者も増加する。当時、日本からアメリカに直接渡航するには手続きが面倒なうえ、許可を得ることが困難であった。そのためまず比較的容易に移民できるアメリカ領ハワイに入国し、3、4ヶ月そこで過ごした後、本土に移動するという目的で渡布した転航組である。例えば1906年に山口県大島からハワイに移民した今田は、「米国へは普通の理由では渡航許可されないので、学術研究を理由として願出たら許可されていたので願出たけれど却下された。そこでハワイに渡って転航しようと思ったが、転航禁止(1907年)になり渡米はできなくなった」ために、ハワイへまず渡ったと証言しており、アメリカへの直接渡航が困難であったことがわかる。<sup>23</sup> 1900年から転航禁令が施行される1907年までの間に、4万人もの日本人がハワイからアメリカに渡ったとされる。<sup>24</sup> グラフ②では、ハワイへの移民数は1909年まではアメリカ本土やカナダと比べて圧倒的に多いが、実際ハワイ移民の中には後に北米地域に渡った者が多く含まれていたのである。

1900年代に急増した日本人転航者に対する措置として、1907年、アメリカ政府と日本政府は、日本人と朝鮮人がメキシコ・カナダ・ハワイから移民することを禁止する転航禁止令発布の合意にいたった。さらには、

グラフ②日本人の年次別移住者数：ハワイ、アメリカ、カナダ



飯田『ハワイ日系人の歴史地理』 2-3頁より作成

1907年11月から1908年2月にかけて日米両政府の間で書簡及び覚書が交換され、日米紳士協約 (The Gentlemen's Agreement) が締結された。その内容は、アメリカ本土及びハワイに住んでいたことがある者、もしくは、家族や親戚がどちらかの土地にすでに移民している者のみの入国を許可し、日本からの新規移民は禁止するというものだった。

これらの移民制限は、1900年代初期からカリフォルニア州を中心としたアメリカ西海岸に拡大しつつあった排日運動を背景に成立したものである。排日運動が顕著化した事件としては、サンフランシスコ市当局が1906年4月18日に起こった大地震の被害による学校施設の不足を理由に、市内の一般公立校に通う日本人学童全てを東洋人学校に転校させる「隔離決議」を採択した「サンフランシスコ学童隔離事件」(San Francisco Board Segregation Order of 1906) が挙げられる。当時の日本人学童数は、サンフランシスコ市の全学童数約2万5千人のうち93名にしかすぎず、排日的機運を強く反映したものであったといえる。この決議は、サンフランシスコ市当局と現地日系人社会だけではなく、日米両政府を巻き込んだ国際問題へと発展した。結果として、日米関係を友好的に保ちたかったセオドア・ルーズベルト大統領の意向を受けて、日本が自主的に労働移民に対する旅券の発行を制限するかわりに学童隔離決議は取り下げられ、一応の決着をつけるにいたった。このように、アメリカ西海岸を中心に発展した排日運動は、日米間の移民政策へも影響を与えた。日本人に対する排斥機運・運動が比較的低調であったハワイにおいても、アメリカによる併合は、日本人移民の流入に大きな変化を与えたのである。

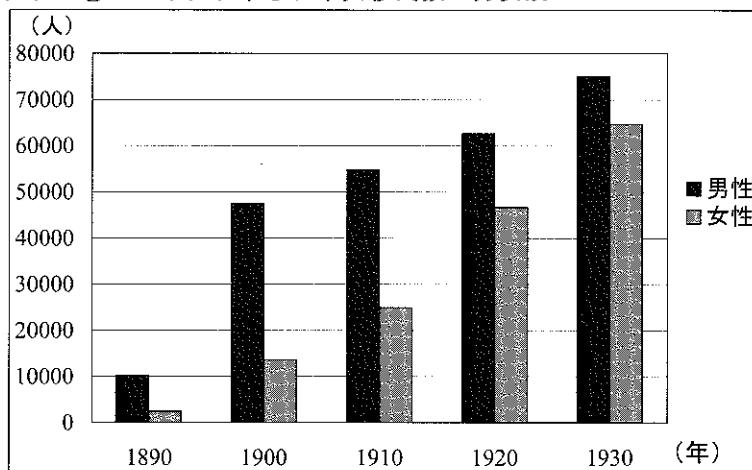
よって、1908年以降にはハワイへの入国情勢は大幅に減っていくが、この時期の移民者の特徴は、女性が過半数を占めたことである。ハワイ移民初期の段階では(1885-1894年)、入国情勢のうち19.9% (29,069名中5,799名) が女性だったのに対し、紳士協定締結以降(1908-1923年)は、49.1% (62,277名中30,623名) が女性であった。<sup>25</sup> その多くは、いわゆる「通信結婚花嫁」、通常「写真花嫁」と呼ばれた女性であった。写真花嫁とは、ハワイに住む男性と日本に住む花嫁候補がお互いの写真や手紙を取り交わして、縁談がまとまれば、日本で戸籍上夫婦になった後、夫の移住先へ渡った女性である。日米紳士協約により新規移民の入国が禁止されると、ハワイ在留の日本人も安易に故郷に帰国することを躊躇し始め、長期滞在期へと突入した。また協約以前のハワイ日本人社会は、圧倒的に男性が多く、男女比が不均衡であったため、ハワイで結婚相手を見つけることは不可能に近かった(グラフ③参照)。また当時は、ハワイ

では異なる人種間の結婚は言語・社会的な問題から一般的に避けられる傾向にあり、日本人男性の結婚自体が難しかった。よって、写真結婚は、紳士協定を破らないうえ、自らが日本に帰り、ハワイへ花嫁を連れて再渡航する費用を捻出しないで済む、合法的かつ経済的な手段であった。結果として、1908年から1915年の間にハワイに渡った日本人女性13,693名のうち8,028名(58.6%)が、写真花嫁となった。<sup>26</sup>

しかしながら、1908年紳士協約による移民入国制限は、ハワイ及びアメリカ本土内の日本人人口の減少にはつながらなかった。それどころか、女性の移住により家族が形成され、子どもが生まれ、在留人口は増えていった。当時の日本人移民家族は7、8人の子どもを持つことも珍しくなかったため、国境において人口移動を制限したとはいえ、国内における人口増加は防げなかったのである。1908年以降はハワイへの移住者数が激減しているにもかかわらず(グラフ②参照)、日本人移民とその子孫を含むハワイ日本人人口が安定して伸びていることは(グラフ④参照)、日本人移民の家族形成と定住化が影響しているといえる。ハワイ内的人口はさらに増加し、1930年までにはハワイ総人口の37.9%(139,631名)を占めるほどになった。

以上のような日本人移民制限後の人口増加はアメリカ本土でも起こり、

グラフ③ハワイにおける日本人移民数：男女別



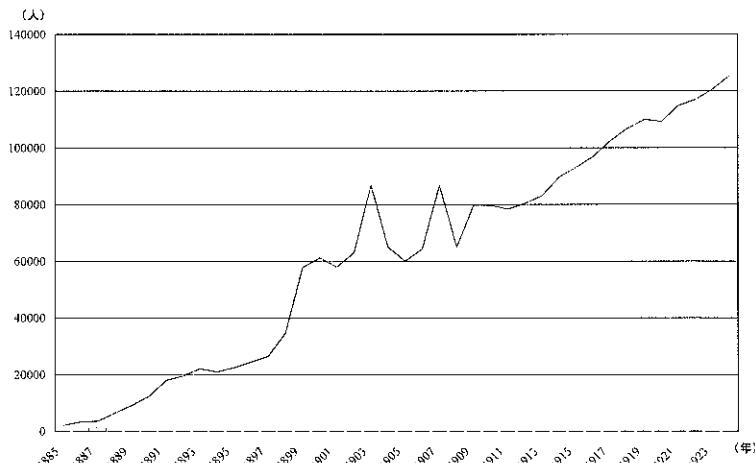
Yukiko Kimura, *Issei: Japanese Immigrants in Hawaii* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1988) p.145 より作成

## Twice Migration of Japanese Immigrants to Hawai i

その反動による排日運動の激化に伴い、ハワイを含めたアメリカへの日本人労働移民は1924年7月1日からの移民法(Immigration Act of 1924)施行により禁止され、1952年まで再開されることとなかった。

もともと、1924年の移民法は、1860年以降大挙して流入した東・南ヨーロッパからの「貧しい」移民を制限し、かわりに西・北ヨーロッパの移民の入国を増やし WASP(白人・アングロサクソン・プロテスタント系グループ)の頭文字をとったもので、アメリカのメインストリームを構成するエスニック・グループによる国家を維持する意図があった。その実現のため、アメリカ政府は、1890年に行った国勢調査の際に外国生まれの人口を国別に割り出し、その人口の2%に相当する人数を各国の移民入国許可数とするという割り当て制度を導入したのである。この制度を日本からの移民に当てはめると、年間100名にも満たない人々しか入国できなくなってしまった。さらに、同法には「帰化不能外国人の入国を禁ずる」(第13条C項)との条項が設けられた。1906年の新帰化法のもとで帰化申請を認められた人種は「白人およびアフリカ人ならびにその子孫」のみであり、また帰化不能外国人であった中国系とインド系移民はすでに入国・移民を禁止されていたため、事実上日本からの移民の禁止を目的と

グラフ④ハワイ日本人人口の年次別推移：1885-1924



ハワイ日本人移民史刊行委員会編『ハワイ日本人移民史』(布哇日系人連合協会、1964年) 315-16頁より作成

していた。<sup>27</sup>よって、この1924年の移民法は、「排日移民法」と呼ばれることが多い。移民法施行から3ヶ月後の10月15日に、ニューヨークに到着する移民を迎えていた「自由の女神」(1886年完成)が歴史的に価値のある建造物として国定記念物(National Monument)に認定されたことは皮肉な話である。

以上をまとめるとアメリカによるハワイ併合後の段階的な日本人移民入国制限は、渡航者の数のみならず、内容に大きな変化を与えた。1900年基本法導入以後のアメリカ本土転航組の急増、1908年紳士協定による写真花嫁の出現というように、法の目を巧みにくぐりぬけながら国際移動が行なわれたのである。また、受入国の意図とは裏腹に、移動の制限がきっかけとなりハワイ日本人人口の拡大と定住化を促進していった。それに加え、1908年からの移民制限は、それまでの北米中心型の移民から、その中心地域を次第へ南米、そして日本帝国勢力圏内のアジアへと移行させ、日本人の国際移動のベクトルに波及的な影響を及ぼしたことも指摘しておきたい。

## 2-2. 移民を創出する国内外の要因

### ①ハワイの経済・社会状況

大量の日本人移民が目指した目的地は、サトウキビ耕地であった。ハワイにおいて、サトウキビが「金のなる木」として注目を集めようになつたのは、捕鯨産業(1830-1850年代)が急激に衰退したためである。19世紀初頭は、西欧諸国の捕鯨船の食料供給基地として栄えていたが、19世紀半ばになると、石油の発見により捕鯨産業が衰退したことにより、ハワイは基地としての役割を失つていった。さらに、1870年代にサトウキビ産業が台頭した背景には、「ハオレ」<sup>28</sup>とよばれる白人層が土地を所有することによって、大農園制度の基盤を築きあげたことが挙げられる。

ハワイにおけるハオレの台頭は、王国時代、新土地法であった1850年クレアナ法(The Kuleana Act)の制定によって、ハワイ先住民と外国人の土地所有権が認められたことに起因する。この法により、ハワイ先住民はそれまで耕作していた借地を所有する権利を得たが、新土地法に関する理解不足や土地所有権の申請方法が複雑であったことから、結果として先住民が土地を所有することはほとんどなかつた。<sup>29</sup>そのうえ、ハワイ諸島の土地の所有をしていたハワイ王族や首長たちは、西洋からの高級品を買うため、ハオレ投資家に土地を売つたり、安値で貸したりするようになった。よって、クレアナ法制定後、ハワイの土地は次々と先住民から外国人の所有地となつた。1862年までには、ハワイの土地の約

75%がハオレによって所有もしくは管理されていたといわれる。<sup>30</sup>そして、その大部分がサトウキビ耕地として開発された。

また、ハワイのサトウキビ産業の発展は、アメリカ本土における砂糖の需要と密接な関係がある。ゴールドラッシュで人口が急増したカリフォルニアでの砂糖の需要に加え、アメリカ東海岸で南北戦争(1861-1865年)が勃発すると、ルイジアナ州からの砂糖の供給が遮断され、かわりに北部州へハワイ産砂糖が輸入されるようになった。それらのアメリカ国内の状況により、1861年には572トンだったハワイ産砂糖の輸出量は、1865年には8,865トンにまで増加した。<sup>31</sup>また、1876年にはハワイ-アメリカ間で互恵条約(The Reciprocity Treaty)が結ばれ、ハワイ産砂糖の輸入関税が撤廃された結果、サトウキビの作付面積が急増し、1880年の28,200エーカーから、20年後には128,024エーカーへと拡大した。<sup>32</sup>栽培地の増加だけではなく、ハワイ砂糖耕地主協会(The Hawaiian Sugar Planters' Association 1885年設立)による栽培・精製技術の向上もあって、砂糖生産量および輸出量は増え続け、1880年には28,200トンだった生産量が、1900年には289,544トンに達するまでになった。<sup>33</sup>

サトウキビ産業の台頭はハワイ王国の経済的発展だけでなく、現在のハワイの多民族社会の形成にも貢献した。それは、19世紀後半の砂糖生産量の増加を支えたのが、海外からの移民労働者だったためである。当初ハオレ層のサトウキビ農園主たちは、ハワイ先住民を労働者として低賃金で雇っていたが、極端に人口が不足していた。先住民の数は、1778年にキャプテン・クック(Captain Cook)がハワイ諸島を「発見」した当時は約30万人と推定されていたが、外部から持ち込まれた伝染病などにより1884年には40,014人までに減少していた。<sup>34</sup>この人口減少のみならず、サトウキビ耕地主たちは、先住民は「怠惰」であり、耕地労働者として適さないと判断した。言いかえれば、西洋的な賃金労働システムに慣れていなかった先住民は、耕地主たちが望むような労働力を提供することができなかつたのである。

労働力の現地調達が不可能であることが判明したため、その解決策として、ハワイ政府と耕地主たちは、海外から移民労働者を誘致することとした。1850年から1885年にかけて、ハワイ政府は、優良な独身男性労働者を東アジア、東南アジア、ヨーロッパ大陸にまで求めた。<sup>35</sup>独身男性をリクルートの対象とした理由は、ハワイに定住することなく低賃金で働くことができる、いわゆる「使い捨て」可能な労働力であったためである。ハワイ全人口に対する割合が少ない白人層は、移民労働者たちが将来定住し、政治的・経済的な支配力をつけることに対して強い

警戒感を抱いていたのである。世界規模のリクルートの結果、最初にサトウキビ耕地に契約労働者としてやってきたのは中国人であり、1852年から1900年の間に、4万5千人が移民したと推定される。<sup>36</sup>さらに、1868年から1924年までに日本人がハワイに移民し、19世紀末には最大のエスニック集団となった。しかし、1908年日米紳士協約締結による日本人移民の制限により、アメリカ領であったフィリピンから労働者が移民するようになった。1907年から1931年までに、約12万人のフィリピン人が移民し、日本人に次いで大きなエスニック集団となった。以上のアジア系移民に加え、ポルトガル、<sup>37</sup>スペイン、ノルウェー、ロシア、ペルトリコ、太平洋の島々からの移民がサトウキビ耕地労働者として流入した。1852年から1930年の間に、ハワイは約40万人の移民を受け入れ、1930年にはハワイ全人口の6割以上がアジア系移民で占められていた。サトウキビ産業を基盤とした経済的な発展は、国際移動の目的地としてのハワイの地位を確立させ、多民族がひしめく島へと変貌させたのである。

## ②日本国内の状況

労働者としての移民がハワイで望まれる一方で、集団移民の送り出しが始まった1880年代の日本国内の状況どうだったのだろうか。ハワイの移民募集が始まった1884年は、大蔵卿松方正義によるデフレ政策の影響で繭や米などの価格が下落し、農村部での不況が深刻化した時期であった。このデフレ政策は、西南戦争（1877年）に伴う政府の戦費支出による紙幣の乱発によって引き起こされたインフレに対する措置であった。ところが、松方デフレ政策は、日本銀行の設立による近代的通貨・金融制度の導入という成果は残したもの、米価の急落を招き、農民たちを困窮に追いやった。<sup>38</sup>例えば、ハワイ移民送出県第3位の熊本県内における貧困状況が熊本新聞で以下のように紹介されている。

十六年中ニ於イテ、最モ大書スペキモノハ、経済上ノ変動ニヨリテ、一般人民ノ蒙レル影響ナリトス。世人モ知レルガ如ク、嘗テ壱石拾壱円余ナリシ米価ハ、本年ニ至リ下リテ四円ヲ内外シ、嘗テ壱円六十錢ヲ出入セシ銀価ハ、今歳ニ至リ落チテ壱円拾錢台トナリ、之ガ為メ諸物価ノ低下ヲ催シ、一般ノ不景氣ヲ釀シ、民間困難ノ状ハ、実ニ云フニ忍ビザルモノアリ。<sup>39</sup>

さらには、急激な経済変動によって、米作を中心とした農民は「困窮甚だしく、野草に豆腐の粕をまぜて食う者が多く」出るほど苦しい生活

を強いられる地域もでていたほどであった。<sup>40</sup>

また、農村部の困窮に拍車をかけたのが、1874年の地租改正である。地租改正により、農地に定額地租(所有地の法廷地価3%)が課せられるようになり、農民は米ではなく、通貨で税を納めなければならなくなつた。江戸幕府下では、不作の際には租税が減らされるなどの措置がとられていたが、新政府のもとでは農民が不作・不況のしわ寄せを受けることになった。1883年から1890年までに地租滞納のため、農地を手放した農民は36万7千人以上にもものぼったという。<sup>41</sup>

このような状況下、日本政府は海外への移民政策を積極的に推進する姿勢を見せ始めた。農村の余剰人口を海外に送りだし、送金によって外貨獲得し、国内貧困問題の解決することができると考えたのである。榎本武揚をはじめとした『海外殖民論』なども台頭して、移民が奨励され日本人の海外渡航熱を刺激した。<sup>42</sup> 1884年10月22日付けの中外物価新報では、次のようにハワイへの移民を積極的に奨励している。

横浜よりアメリカ桑港(サンフランシスコ)に到る海路に島あり  
その名をサンドウツチと云ひ此島の王国をハワイと云う……その国  
は景色も好く物価も安く誠に住居よき國なるうえ、季候は年中わが  
国の春から秋にて暑さもなければ寒さもなく、夫婦共稼ぎに稼が  
ば、日々余程の給金をえられる……近年の米価下落にて随分お困り  
の方もあらんかその方々にはなんと一奮発なされ四五五年ハワイへ出  
稼ぎして長者となられては如何

先に引用した中外新聞と比較すると、ハワイ出稼ぎ者に対する印象は正反対ともいえる。日本人が「奴隸」として扱われ、国の体面を傷つけるようなネガティブな見解はもはやなく、日本人が持つハワイに対する楽園思想の原点ともいえるような描写が目立つ。

明治初期のハワイへの日本人移民の場合では、明治維新後の構造改革によって生じた経済不況問題が農村の疲弊をもたらし、移民を創出する要因を作り出したが、グラフ②年次別移住者数のグラフによると、その数は1907年前後に急激に増加している。これは、アメリカでの移民制限(転航禁止令、紳士協定)などが施行される直前の「駆け込み」的な移民と同時に、日露戦争(1905-1906年)による不況も要因として挙げられる。日本側の勝利に終わったとはいえ、莫大な戦費を要した戦争であつたため、第一次世界大戦勃発にいたるまで、国内外債の膨張、貿易赤字の継続、租税の増徴により、国民の財政的負担はますます増していた。<sup>43</sup>

よって、戦争に伴う不況により、1900年代半ばにも多くの人々が、経済的機会を求めて、ハワイを目指したのである。

このように、戦争や不況による国内の疲弊が移民の創出を促したケースは多々あり、戦前のブラジル移民（昭和恐慌）や戦後のボリビア・ドミニカ・ブラジル移民（アジア太平洋戦争後の国内疲弊と失業率の悪化）なども含まれる。戦前の日本においては、移民を送り出すことは国内問題を解決する手段となり、その先駆けとしてハワイ移民が行われたのである。事実、1892年から1907年におけるハワイ移民の送金総額は28,839,264ドルで、このような送金は移民送出地域及び送出国（の）の経済の再建や発展に大きく貢献した。<sup>44</sup>

### ③移民送出地域の状況

ところが、全国レベルでの経済危機のみを移民創出の要因とするだけでは、広島・山口県出身者が8割以上を占めていたハワイ移民の地域的特色が十分説明しきれない。当初、日本政府は3府28県より募集していたが、1885年から1894年の間に日本とハワイ政府間の取り決めのもとハワイへ渡った移民（官約移民）を都道府県別にみると、広島県の39.3%（11,422名）と山口県の35.8%（10,424名）が圧倒的に多く、3位の熊本県の14.6%（4,247名）を大きく引き離している。<sup>45</sup>その背景には、当時の外務大臣であり、ハワイ総領事アーウィンと懇意であった井上馨が山口県出身であったため、貧困にあえいでいた農民たちを救うため山口・広島を優先的に移民させたといわれている。<sup>46</sup>また、雇用したサトウキビ農園者側にとっても、広島・山口出身者は「能ク労働ヲ為」すとの評判が立ち、ハワイ政府の要請により、1887年からは両県出身の「身体健全純粹ノ農夫」が優先的に雇用されるようになった。<sup>47</sup>このような地域限定的な雇用方法が、後の連鎖移住を導いていった。

また、松方大蔵卿のデフレ政策に加え、西日本を襲った自然災害による凶作も貧困を生み出した。例えば、広島・熊本県では、ハワイへの出稼ぎ移民の募集が始まる直前の1880年代に天災があったことが報告されている。また、広島・山口では1883年の農作物被害、1884年と1886年の暴風雨、熊本では1884年と1885年の大洪水が起こった。<sup>48</sup>このような自然災害は、貧困状況に一層悲惨さを与え、1885年に行われた初回のハワイ移民申し込みでは、600人の枠に約3万人が殺到した。

ハワイに最も移民を輩出した広島県では、出稼ぎ先にも変化をもたらした。ハワイ移民が始まる前は、1860年代末から始まった北海道開拓により、安芸（広島）では1882年頃から400から600人前後の北海道移住

者を毎年送出していた。1882年には330名(北海道移住者送出県第3位)、1883年には492名(1位)、1884年には635名(2位)と上位を占めたが、1885年から減少傾向を示し、北海道開拓の送出数の順位も10位以下へと下降していき、移住先が北海道からハワイへと移行していった。<sup>49</sup> 北海道開拓の場合は、家族移住が基本単位であったのに対し、ハワイでは単身男性の渡航が中心であった。単身男性ということで移動が比較的容易であり3、4年も働けば大もうけできるという宣伝文句から、ハワイへと人が流れていったと考えられる。また、広島県内とハワイにおける年収を比較してみると、1885年の第一回ハワイ移民(男性)の年収が108円だったのに対し、農業年雇い(食費が雇い主もちの農夫)の男性は10円であり、専門職である石工の年収は35円程度であった。つまり、ハワイに行けば、広島県内で貧農として暮らす10倍、専門職であっても3倍以上の収入も見込めたのである。<sup>50</sup> 以下の記述からも、ハワイでの収入がいかに魅力的だったかがうかがえる。

私の家は呉服商であった。役場の吏員が五～六円、小学校校長が九～十円の月給の頃、ハワイ移民は砂糖作りをすると月に十二弗邦価に値すると二十四円を得ることができることであった。これはまさに郡長さん位の収入に相当するものである。生活費を差引いて半分残るとしても年に五十円位残ることにもなるからハワイに行くに限ると考えた。それは私が十七才のときである。<sup>51</sup> (明治36年[1903年]渡航者)

さらに付け加えると、先の宣伝文句で見たように、「サンドウツチと云う王国」が持つ魅力は、極寒の北海道に行くよりも何倍も魅力的にうつたに違いない。

また、児玉は山口・広島がハワイへ移民を多く輩出した社会的要因の一つとして、出稼ぎの風潮を挙げている。明治期では、朝鮮海域への漁獵、九州での炭鉱労働、関西地方の紡績工場などに多くの出稼ぎ者を送り出していた。基本的に、ハワイへの移民も3年の労働契約満了後帰国を前提とした出稼ぎであり、移動が国境を越えること以外に大きな違いはなく、ハワイへの出稼ぎを決断する際に、精神的な抵抗を少なくする作用があったとされる。<sup>52</sup>

### 2-3. 地縁・血縁ネットワークの生成と個人的動機

最後に、個人的動機に直接働きかける地縁・血縁ネットワークについて

て考えていきたい。1885年の移民開始から数年経つと、同じ市町村から家族や親戚、さらには友人や隣人が、先に移民した者を頼って移住するという連鎖移住現象が現れる。連鎖移住とは、同じ出身地の人々が地縁や血縁の繋がりを頼って、同じ移住先に移民することである。ハワイにおいても、初期移民が多くリクルートされた広島・山口・熊本出身者が、後続移民の大部分を占めることとなった。連鎖移住の際に重要な役割を果たすのが、血縁ネットワークである。後続移民の多くが、すでにハワイにいる家族や親戚に誘われて(もしくは呼び寄せられて)、移民した。

家業は農業で、農閑期には船乗りをしていました。家族は十人ばかりで、かなり苦しい生活をしていた。既に兄がハワイに移民していたのでその呼び寄せもあり、元気な時に一働きして御金を儲けるため第十四回船でハワイに渡った。<sup>53</sup> (明治23年[1890年]渡航者)

後続移民は、既移住者からの手紙を通じてハワイの生活・労働状況などについて事前に知っており、血縁ネットワークによる移住は、新天地での移住に伴うリスクや精神的不安を緩和したといえる。また、血縁の他に、地縁ネットワークも連鎖移住に大きな役割を果たした。

第一回に渡航した島民の一人、岩瀬勘助さん(久賀町古町出身、四十五歳で渡航)は同年十一月二十七日に、早くも親許へ百二十九円二十四銭八厘を送金してきた……。

当時……米は一俵(六十キロ入り)三円八十銭もした。……ところが十ヶ月足らずで百三十円に近い金が送られてきた、それは島民にとって想像もつかないほどの出来事である、うわさは島中にひろがり、ハワイ移民の金儲けの話はみんなの心をとらえた。<sup>54</sup>

このような噂は、家族から村へ、そして他の村へと広がり、ハワイへの移民者を増加させたのである。それに加え、ある移民者が、「部落の人々が行くので一緒に行って働き帰国後瓦葺の家を建て土地を買いたいと思った」と述べたように、成功して帰国した移民経験者の存在も大きかった。ハワイ移民初期の官約移民の時代に、サトウキビ耕地での3年契約を終えて帰国した者は46%(13,861名)で、ハワイ残留者44%(13,231名)とほぼ同じ割合であった。<sup>55</sup>故郷に帰ってきた移民たちは、持ち帰ったお金を、借金の返済、耕地の購入、家の新築などに使用した。例えば、山口県久賀村では、1888年から1893年にかけてハワイから帰った129名

に稼金の使途についての調査を行い、耕地購入が30.2%（39名）と最も多く、続いて、貯金22.5%（29名）、家建築19.4%（25名）という結果が出た。<sup>57</sup>特に、「瓦葺の家」の建築などは移民の成功を具体的に物語るものであり、それを見た村人たちは、移民への意欲と期待を膨らませたと思われる。

また、連鎖移住に関しては、1894年から1900年にかけてハワイへの移民の募集と渡航・就労契約の手続きを行った移民会社の存在も深く関わっていた。増加する海外移民者の事務作業が負担となり始めたことにより、1894年、政府は民間の移民会社に手続きの代行を許可した。よって、移民会社は全国各地に出張所を配置し、当時ハワイに50以上あった耕地の要望を聞きいれながら、移民の募集を行った。官約移民の時代と同様に、ハワイへの移民は広島・山口・熊本から多く輩出された。これは、移民会社がすでに移民県・村として知られる地域で募集を行うことで、できるだけ多くの移民を容易に獲得しようとしたためである。例えば、広島・山口では20社、熊本では17社もの移民会社が募集活動を行った。また、旅券発行を行う県当局の方針も移民送出に深く関わり、県内開発に力をいれていた香川県などでは、留学・商用などのはっきりした目的がない限りは旅券を出さなかった一方で、広島・山口などは比較的簡単に旅券を発行した。<sup>58</sup>1894年から移民を取り扱う機関が政府から民間会社に移ったとはいえ、移民募集地域は継続し、移民県・移民村の連鎖移住は強まる傾向にあった。

地縁・血縁ネットワークや移民会社による地域集中型の募集方法は、移民地域や移民県を創出するとともに、移民個人の動機に大きく働きかけた。また、個人的な動機に関しては、「海外雄飛の念に燃え」でハワイに渡った者や、「海外移民するものが多く自分も偶然の思いつき」で行ったり、「リューマチを治すのにハワイに行ったほうがいいかもしれない」<sup>59</sup>と考えハワイへの渡航を決意した者もあり、実に多様である。このような個人の事例から見える動機は、潜在的移民者が見聞きしたことを様々に解釈しながら、移動を決意したことがうかがえる。

このように国境を越えた移民に関しては、国際関係、国内状況（移民送出・受入国）、移民の出身地域の状況を含む多層レベルの要因が、個人に働きかけた（図①参照）。これらは、「プッシュ＝プル理論」がゼロ＝サム的に移民の動機を提示してきたのとは異なり、移民を促す要因がより段階的に移民に働きかけることで移動が実行されたことを意味する。よって、国際関係が個人の移動に与える影響は間接的であり、移民はそれらをほとんど実感することなく移動する一方で、地域社会の状況や移

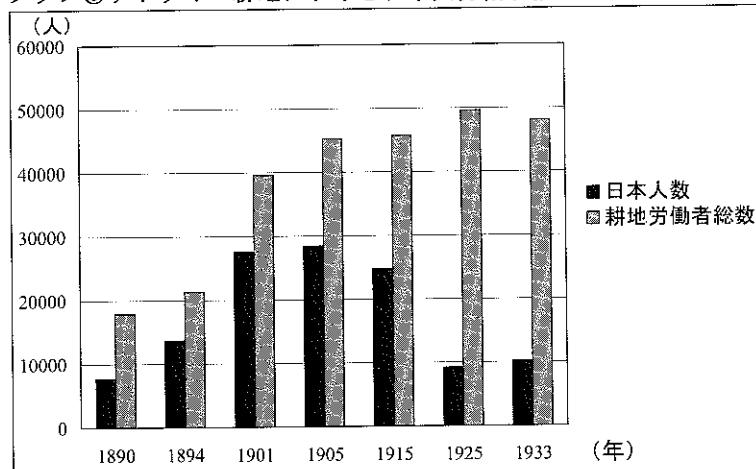
民経験者の話などはより直接的に個々人の移動意欲に働きかけているといえる。また、次第に生成されるトランスナショナルな地縁・血縁ネットワークは、すでに移民した者の経験がこれから移民する者の夢・希望として共有されながら、連鎖移住現象を生み出し、移民が継続される要因となっていました。これにより、国境を越えた移動は、1924年移民政策によって禁止されるまでの期間、社会現象化していったのである。

### 3. 国際移動から国内移動へ

#### 3-1. ハワイにおける「再移民」

先の官約移民の帰国状況が示すように、一般的には国際移動をした人々のうち半分は帰国、半分は移民先での定住を選択するといわれている。しかし、家族の形成とともに、移民の滞在が長期化し、やがて定住者が増えていく。また、長期化・定住化に伴い、日本人移民が就労する職種も多様化していく。実際、サトウキビ耕地の日本人労働者数を見てみると（グラフ⑤）、1905年をピークに人数は減少し、1925年の時点では耕地労働者全人口の18.5%しか構成していない。グラフ④と⑤を比較

グラフ⑤ サトウキビ耕地における日本人労働者数：1890-1933



ハワイ日本人移民史刊行委員会編『ハワイ日本人移民史』202-03頁より作成

すると、時代を経るにつれ、ハワイ在住人口が増える一方で、サトウキビ耕地労働者は減少していることがわかる。つまり、耕地労働はあくまでもハワイにおける最初のステップとしての職業であり、契約終了後、または2、3回の契約更新後はサトウキビ耕地を離れ、移動していたことが推測できる。その移動は、日本への帰国であったり、アメリカ本土への転航であったり、ハワイ内における転職を伴う再移民であったりした。実際、ハワイにおいてサトウキビ耕地以外での就労に関しては、ホノルルなどの都市部では、大工、塗装職人、配管工、庭師、運転手、女性の場合はメイドなど個人独立業が比較的多く見られた。例えば、1920年までにはハワイの大工の3分の2を日本人が占めるほどになった。<sup>60</sup>また、農村部では、パイナップル・コーヒー・稻作農業、漁業などの分野に日本人が独占的に就業し、養豚業には沖縄系移民が多く従事していた。

しかしながら、サトウキビ耕地以後の再移民の過程はほとんど記録に残ることがないため、考察するのは難しい。本稿では、サトウキビ耕地からの「逃亡移民」に焦点を当て、再移民の過程を分析する。逃亡移民に着目した理由としては、逃亡移民の個人データが記録として残っているためである。本論文では、『逃亡移民人名報告雑件』に収められた『移民逃亡届推達』<sup>61</sup>に記載されている逃亡者348名の情報に加え、逃亡者の聖地と言われたハワイ島コナの日本人移民によるオーラル・ヒストリーを分析することによって、逃亡移民の過程を明らかにする。逃亡者のデータには「逃亡先」まで記載されていないため、必ずしも全ての逃亡移民がコナに辿り着いたとは言えないが、両資料を補完的に検討していくことで逃亡の過程とメカニズムを解明することができると考えた。また、逃亡移民という特殊な状況での「再移民」ではあるが、「移動」という視点を前面に押し出しながら分析を行うことによって、国際移動と国内移動の共通点を導き出し、比較検討を行いたい。よって、本稿でも(1)再移民を創出する要因、(2)再移民を(不)可能にする要因、(3)地縁・血縁ネットワークの維持と個人的動機、の3つの要因に着目していく。

### 3-2. 逃亡移民に関する資料について

逃亡移民のリストが記載されている『移民逃亡届推達』は、1899年1月9日に、熊本移民合資会社 (Kumamoto Emigration Company 1896年設立)によって外務大臣青木周蔵子爵宛てに提出された文書である。熊本移民合資会社は、ハワイの日本人の間では「5大会社」と呼ばれた移民会社の一つで、1907年の廃業までにハワイとメキシコへの移民12,020名を送り出した。<sup>62</sup>

移民会社が、逃亡移民の記録を残した理由には、耕地主に弁償金を払う必要があったことが挙げられる。具体的には、契約満期終了せずに移民が逃亡した場合、移民会社側は1人につき約20ドルから40ドルの弁償金を耕地主に支払わなければならなかった。サトウキビ耕地主によって記載された逃亡移民の資料は、(A)当事者が耕地で与えられていた個人番号、(B)英語表記の氏名、(C)逃亡日のみであるが、『移民逃亡届推達』では、1897年4月から1899年1月までにハワイに渡航しその後逃亡した①移民の旅券番号、②渡航許可年月日、③渡航年月日、④逃亡年月日、⑤日本の住所、⑥氏名が記載されている。次章では、以上6点の情報をもとに、逃亡移民の背景、逃亡までのサトウキビ耕地滞在期間、集団逃亡の内容などを統計的に分析し、再移民者の傾向を明らかにする。

また、移民会社がこのような詳細なデータを残している理由として、文書受け取り先の外務省が、移民受入国との関係悪化を防ぐために海外移民の品行に対して細心の注意を払っていたことが考えられる。サトウキビ耕地からの逃亡は、1900年にハワイでアメリカの法律が適用されるまで、1860年の主人と召使法に対する違反行為であった。このように、逃亡移民は労働力を失った耕地の問題だけではなく、ハワイ王国、移民会社、日本の外務省をも悩ました「国際問題」でもあったのである。

#### 4. 国内移動：サトウキビ耕地からコーヒー農園へ

##### 4-1. 「再移民」を創出する要因

###### ①サトウキビ耕地での挫折

ハワイにやってきた者のほとんどが、移住先での「一攫千金」を夢見ていたが、実際は過酷な労働に加え、予想していたほどお金を貯めることができず早い段階で挫折を味わった。1908年にハワイの日本語新聞日布時事によると、耕地労働者の平均月収14.60ドルのうち、手元に残るのはわずか2.27ドルであった。主な出費は食事代（7ドル）、洗濯代（75セント）、風呂代（25セント）、燈油代（15セント）などの生活費が大部分であり、いかに貯金や送金が困難であったかが伺える。<sup>62</sup>移民広告の謳い文句にあったように「3年で400円」の貯金を貯める事は、多くの移民にとって実現不可能な計画となつた。しかし、それ以上に耕地労働者を苦しめたのは耕地労働者に対する「非人間的」扱いであった。

過去において、我々は日本人や中国人を人間というより動物のよ

うに扱うということを習慣としてきた。現在ではこのようなことはできないし、日本人は非常に丁寧な人種であり、そのように扱われるには耐えられそうにもない。なので、我々は怠け者に対して一切容赦しないが、10年前の習慣より一層親切にしなければいけないだろう。<sup>64</sup>

以上は、1905年にハワイの労働庁長官(The Commissioner of Labor)によって報告されたものだが、当時は1900年基本法制定によりハワイでの契約移民がすでに一切禁止され、サトウキビ耕地における非人間的待遇も改善されつつあった時期である。そして、この報告が示すように、1900年以前では、ルナと呼ばれる耕地監督者による監視が厳しく、労働者が少しでも手を休めると鞭で打つなど体罰が加えらたり、罰金が科されたりすることもしばしばであった。

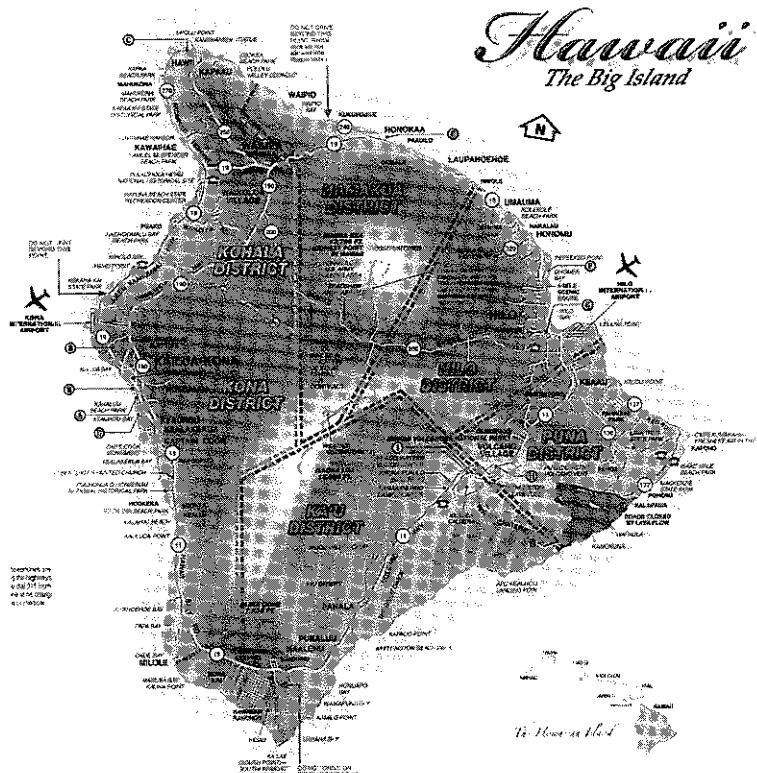
実際、コナにやってきた日本人の多くは、サトウキビ農園での生活にトラウマを持った人々であった。ハワイ日系2世のエガミ(Egami、1909年生まれ)は、父のサトウキビ耕地での過酷な体験を以下のように語っている。

彼ら（ルナ）は、彼ら（耕地労働者）が素早く仕事をしなかった場合に、よく鞭で打った。彼らは動物のように働かされた。彼（父）はある時ルナが「ラバはおまえらよりももっと価値があるんだぞ」といい始めた、と言っていた。なぜなら、ラバは当時かなり高価だから、彼ら（ルナ）はこの人たち（耕地労働者）をまるで犬かのように扱っていた。<sup>65</sup>

このような状況下、3年の契約を終えることなく「ハアレレ・ハナ」つまり「逃亡」する移民が出現し始める。ハワイ島に存在する14耕地の逃亡移民について調査したハワイ移民局(Hawaii Bureau of Immigration)のライ・ティラー(Wty Taylor)は、1898年の前半期だけでも、388人の日本人移民と82人の中国人が逃亡したと報告している。<sup>66</sup>この数字が多いか少ないかの判断は難しいが、1918年にハワイ島にあった21のサトウキビ耕地の日本人耕地労働者の合計数(3,499名)から計算すると、<sup>67</sup>388人の逃亡者数の割合は11.1%となる。1898年の日本人耕地労働者数は1918年の時点よりも少なかったことを考慮すれば逃亡者の割合はかなり多かったと推測される。

『移民逃亡届推達』の逃亡者リストのデータから、逃亡前のサトウキビ農園滞在期間(ハワイ到着日から逃亡日を差引いて算出)を見ていくと、最も多いのが、半年から1年未満の滞在後の逃亡で138名(39.6%)であった。次に多いのが、3ヶ月から6ヶ月未満の滞在で114名(32.7%)、1ヶ月から3ヶ月未満の滞在が78名(22.4%)、1ヶ月未満の滞在が14名(4.0%)、1年以上の滞在が4名で(1.0%)であった。以上のことから、1年以上滞在してから、逃亡した者は非常に少ないことがわかる。逃亡者の多くは、サトウキビ耕地での労働生活に早期の段階で見切りをつけ移動を決心した人々であった。また、1年未満の労働で貯金できる金額では、アメリカ

地図②ハワイ島



本土などへの転航を行うには不十分であり、再移民を行うにあたり、費用がかからない「逃亡」が最も合理的な手段だったと考えられる。

## ②ハワイ島コナへの「再移民」

では、日本人移民はどこに、何を目指して逃亡したのだろうか。1900年9月13日に、熊本移民合資会社が熊本県知事宛に提出した文書では、逃亡先は別のサトウキビ耕地、具体的には「比較的多額の給料を支払う」耕地や「親戚や友人」がいる耕地に逃亡した、と報告している。<sup>68</sup>しかし、「逃亡移民の聖地」として当時広く知られていたのが、コーヒーの栽培地であったハワイ島コナであった。1903年にコナを視察した相賀安太郎日布時事社長は、逃亡移民について以下のように述べている。

多くのわが移民の中には、畠やミルの激しい労働に耐へられず、又はホノルル辺りに好き働き口を見出した等色々の事情で耕主に掛け合ひ、或る金額を償ひ、労働契約を解除するものもあつたが、そういうふ場合、無断で耕地から逃亡すると、捕らえられて罰金を課せられたり、例のカラボーシに入れられたものだ。オアフ島のワイマナロ耕地や布哇島コナなどは、辺鄙の地なのでこういう風な逃亡移民が一番多く置れてゐた。そうして首尾よく逮捕を逃れた者は、大体名前を変へてゐたので、移民の間には、偽名者が大分出てゐた。<sup>69</sup>(下線部は筆者による)

コナの魅力は、契約労働を課すサトウキビ産業ではなく、借地農業によって経営されるコーヒー産業が経済基盤となっていたことである。サトウキビ耕地労働者は、3年の契約に縛られるばかりでなく、監視員により炎天下での労働態度を厳しく管理され、場合によっては暴力を受けることもあった。また、日本人移民をはじめとするアジア系移民は大部分が耕地労働者にしかなれず、監視員のほとんどはスペイン・ポルトガル人移民で占められており、人種によって職種や賃金も差別されていた。その一方で、コナではサトウキビ耕地での「半奴隸的」な生活と比べて、より「自由」で「独立」した生活を送ることができた。コナの借地農業制では、コーヒー精製業者兼土地管理会社が5エーカーから10エーカーの土地を10年から20年の期間で貸し出し、借地人が毎年借地料を収穫したコーヒーで支払うというシステムをとっていた。そこで、日本人移民はコーヒー栽培の他に、家を建て、自家菜園など

を作ることも自由にできた。また、日々の労働内容が厳しく管理されていたサトウキビ耕地とは異なり、彼らには労働時間や栽培方法を自分たちで決める「自由」が許された。例えば、1912年にハワイへ渡航し、その3年後コナへと移動したタニマ(Tanima)にとっても、コナでの「自由」な生活は魅力的だったことがわかる。

私は、もう一人の友人である、ナカノ キクジロウ (Nakano Kikujiro) に会った。彼は、コナから戻ってきたばかりで、「コナは素晴らしいよ。パイナップルからコーヒーまで何でも栽培することができるし、それに、とても簡単に独立して働くことができるんだ」と言っていた。それを聞いて、私はコナに行くことを決心し、サトウキビ農園で2ヶ月働いた後、コナへと向かった。<sup>70</sup>

また、友人からだけではなく、コナでの自由な生活はサトウキビ耕地でも頻繁に噂されていた。

彼ら（日本人耕地労働者）は、キャンプで、コナのことについてたくさん聞いていた。…サトウキビ耕地から逃げたかったのは、自分がボスになりたかったから。彼らは耕地に縛られたくなかった。<sup>71</sup>

実際、コナでは借地農業であったため、土地を貸している土地管理会社が「ボス」的な存在であったが、日常的な面においてはほとんど接触がなかった。また、コーヒー栽培方法や農地管理に関しては全て栽培者に任せていたため、「ボス」になることができたのである。以上のように、コナは、サトウキビ農園で味わった挫折から立ち直り、ハワイで生活をやり直すための新天地としての意味合いを持っていた。そして、コナに関する体験談や噂は、逃亡移民の連鎖移住を生み出す要素となつたのである。

さらに、コナが逃亡者の聖地といわれた背景には、逃亡者を拒むことなく、受け入れていた地域的な特徴が挙げられる。もともと、コナには「プウホナウ オ ホナウナウ (Pu‘uhonua o Honaunau)」と呼ばれる「避難場所」があり、この場所にはカブ (Kapu 戒律の禁止事項) を破ったハワイ先住民が処刑を逃れてやってきた。無事辿り着けば生き延びることができ、日本人移民が逃亡してきた際にもコナの村全体が「避難所」としての役割を果たしていた。実際、コナは辺鄙な場所

に位置しているため、戦前はアクセスが困難な地域としても知られており、コナへ逃げられたと思われる逃亡者は雇用主である耕地主たちも連れ戻すのをあきらめたほどであった。

また、特に逃亡移民が集中していたと思われる20世紀末には、コナ・コーヒー産業はコーヒー価格の下落によって、存亡の危機にあった。1897年に100ポンドあたり27ドルであったコナ産生豆価格<sup>72</sup>が、翌年には約半分の15.80ドルに暴落し、中国人・ポルトガルを中心とした移民栽培者はコナを去っていった。<sup>73</sup>労働者不足に悩んでいたコーヒー産業にとって、逃亡移民か否かにかかわらず、新移民の流入は歓迎された。1897年9月19日にハワイ島パアウハウ耕地(Paauhau Plantation)管理者は、オアフ砂糖会社(Oahu Sugar Company)の管理者宛に次のような手紙を送っている。

私はかなり以前から我々の日本人逃亡者がコナで仕事を得ていていることを知っています。私たちは彼らを引き止めることができないですし、捕まえるための費用を多少なりとも失うことになるので、連れ戻す努力はおこなっていません。もし我々が逃亡者に対して2、3年の投獄を課して罰することができるのであれば、その時は労働者が逃げないよう何らかの手段をとるでしょう。

コーヒー農園主がしばらくして十分な労働者を得て、我々の労働者が必要なくなるのを願うばかりです。<sup>74</sup>

このようにコナは、逃亡者にとって、無事逃げ切れることができれば、「自由」と「独立」を約束された新天地として認識されていた。また、存続が危ぶまれていたコーヒー産業にとって、逃亡移民の流入は地元の基幹産業を支えるのに重要な労働力となったのである。

#### 4-2. 再移民を(不)可能にする要因

しかし、逃亡は時として、命の危険を伴う再移民であった。1900年基本法施行以前は、逃亡は、1860年に改定された主人と召使い法により罰則が定められていた。1回目の逃亡では、逃亡期間分の労働が3年の契約に加えられ、2回目以降の逃亡では、超過労働のほかに、3ヶ月の投獄が課せられた。<sup>75</sup>しかし、農園主たちは、増加する逃亡者を法に頼るだけではなく、独自の手段で防ごうと試みた。サトウキビ生産の増加に伴い、労働力が必要であった耕地主にとって、労働者の損失は大きな痛手であった。それに加え、逃亡者一人の逮捕につき、警官や

保安官に対して10ドルから20ドルの謝礼金を支払っていたため、逮捕に際しての出費は耕地主にとっては痛手となつた。よつて、耕地の中には、逃亡者を捕まえる手助けや逃亡計画のある者を密告した者に報酬金を与える者もいた。また、近隣の耕地管理者たちは、逃亡者の顔を拡大した写真を送るなどして情報を交換し、逃亡者の再就職の機会を減らすことによつて、逃亡を未然に防ごうとした。<sup>76</sup>また、逃亡中に捕まつた者は、裁判所に連れて行かれるかわりに、耕地に引き戻され鞭打ちなどの体罰を与えられる場合もあつた。

逃亡移民の事で、今に尚ほ私の記憶にまざまざと残つてゐるのは、ワイアナエ耕地に居た渡邊政治といふ男のことであつた。……耕地で牛馬のやうに追ひ遣はれるのが嫌ひで、幾度か逃げ出したが、その度び毎に捕へられて、牢に入れられた。或る時又逃げて捕まつて、耕地事務所の一室に入れられ、暑い日中に周囲の窓や入口を悉く密閉し、大兵肥満の支配人自身が、ただ一人で一筋の太い皮鞭を携へてその室に這入つたが、やがて暫くして、渡邊はシャツもアヒナのパンツもずたずたに裂け、背中ぢう血だらけになつて這ひ出て來た。<sup>77</sup>

このような体罰は当事者の逃亡再発防止のみならず、他の移民に対する「見せしめ」としても作用した。

また、逃亡者が捕まらなかつた場合には、耕地主は弁償金を請求することによつて、その損失を埋め合わせようとした。例えは、日本人女性が夫を残して逃亡した場合、夫に対して耕地主から弁償金支払いが請求された。1892年に逃亡したフジナカの妻ウラのケースでは、契約期間の2年と3分の1が残つてゐたため、渡航費と残りの労働期間に対する利子を合わせて22ドルの支払いが耕地主から夫に課せられた。<sup>78</sup>もしも賠償金を請求できる配偶者や家族がいなかつた場合、日本の移民会社に弁償金が請求された。1895年から1900年までの日本人移民は、ハワイのサトウキビ農園と日本の移民会社が締結した契約のもとに移民(私約移民)していたため、万が一労働者が契約を満了しなかつた場合は、弁償として、移民会社がその代わりの労働者を派遣するか、労働者を雇う際にサトウキビ農園主によって支払われた手数料を返済しなければならなかつた。1899年に、日本移民局(Japanese Emigration Bureau)を通じて、移民会社からナアレフ耕地(Naalehu Plantation)に支払われた逃亡移民一人あたりの弁償金は35ドルであった。当時の日

本円にして70円という額は、日本の移民会社にとっても大きな損失であった。

ハッチンソンサトウキビ耕地会社様  
ナアレフ

以下の日本人労働者に対する返済金全額を日本移民局より受領し、貴社に期限内に入金されたことをお知らせいたします。

番号	労働者氏名	逃亡日	金額
1233	イワタ イラク	1899年5月6日	35ドル
1223	ダイリ ライタロウ	1899年5月14日	35ドル 70ドル
敬具			
アーウィン有限会社 <sup>79</sup> (署名)			

以上のように、サトウキビ耕地主たちは、独自の逃亡防止策を作り上げると同時に、労働者が万が一逃亡した場合でも弁償金を請求することによって、その損失を埋め合わることができる仕組みも考案していた。

#### 4-3. 血縁・地縁ネットワークの維持と個人的動機

最後に、逃亡移民の特徴を分析し、血縁・地縁ネットワークについて検討したい。まず、「移民逃亡届推達」に記載されている逃亡者の多くは、1人(97名)、もしくは、同日に2人(53組)で逃亡している者が大部分を占めた。このような少数の逃亡は、身軽に逃げるためと、密告者を防ぐ目的があったと思われる。また、コナのオーラル・ヒストリーによると、既婚者の女性が夫から逃げたり、駆け落したりするために、単身コナに逃げ込んだケースも多かったと言われている。

逃亡妻がたくさんいましたよーたくさんね。コナは(ハワイ島の)耕地から逃げてやってきた人たちの避難場所でした。彼らはコナに来て、コーヒー畑に隠れていたものです。多くの場合、前夫が妻を捜しにやってきたので、妻はホオケア(Hookena)からケアラケクア(Kealakekua)、ケアラケクア(Kealakekua)からホルアロア(Holualoa)へと移動し続けなければいけなかつたので

す。逃亡妻は、追跡を困難にするために、しばしば夫を変えたものです。<sup>80</sup>

さらに、2人以上で逃亡したグループをもう少し詳しく見てみると、46組の夫婦が含まれていた。また、夫婦などの「血縁」的な繋がりがないグループに関しても、①同日にハワイへ向けて出航した者、②同県出身者、③その両方の3パターンが大部分を占めていた。よって、日本からの地縁ネットワークの継続性が、逃亡者のグループ構成から読み取れる。また、6-8名などの大所帯の逃亡グループに関しては、全員が同じ目的地に逃亡したとは限らないため、小グループがいくつか同日に逃げた可能性も考えられる。

逃亡者を出身県別に分類すると、多い順に熊本県130名(37.4%)、山口県125名(35.9%)、広島県59名(17.0%)となっている。これは、ハワイ移民全体として、広島、山口、熊本の順で渡航者が多かったのとは異なった傾向を示している。『移民逃亡届推達』を作成した熊本移民合資会社は、山口、広島、福島、岩手などでも移民募集をしていたが、本社が熊本にあったことにより熊本出身者が多く、記録された逃亡者も同県出身者が多かったとも考えられる。しかし、1930年代のコナ在住日本人のうち熊本出身者(38.6%)が第1位を占めていたことを考慮すると、熊本出身者を中心とした地縁ネットワークが逃亡移民の連鎖移住に影響を与えたとも考えられる。<sup>81</sup>

グラフ⑥逃亡グループ

逃亡人数	組数
1	97
2	53
3	13
4	10
5	1
6	3
7	3
8	2

グラフ⑦逃亡移民の出身県

出身県	人数
熊本	130
山口	125
広島	59
福島	12
福岡	9
岩手	8
岡山	5
合計人数	348

## Twice Migration of Japanese Immigrants to Hawai'i

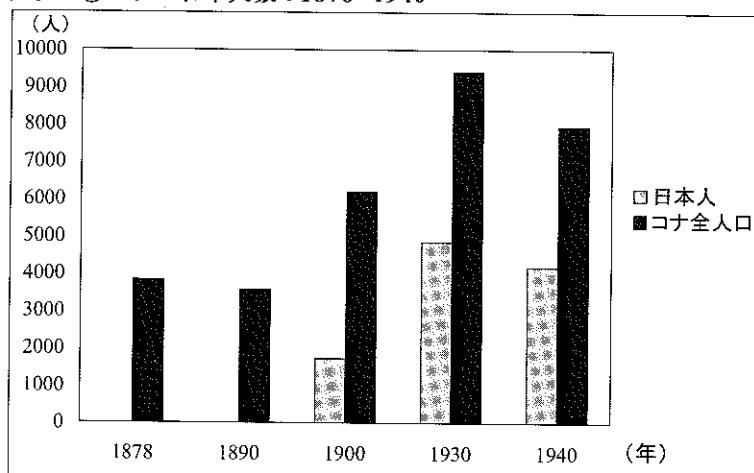
逃亡移民の聖地としての噂が広まり、多くの逃亡者がやってきたことから、コナには逃亡移民のための地下組織も作られた。これは、マルカイ (Marukai、ハワイ語で「保護された者」という意味) と呼ばれ、ほとんど着の身着のままでやってきた逃亡者に対して、食糧・住居を提供したうえ、コーヒー栽培地を探し、仕事を見つけるのを助けた。<sup>82</sup>

逃亡者は、マウナケアとマウナロアの麓の深いコアやキアウェの林を駆け抜け、広大な溶岩砂漠を歩いていった。長く、危険な徒步での逃避行の後、運よくコナの日本人村にたどり着いた者は見つかって、起訴されないように自らの名前を変えた。コナの人々はこのような避難者を快く受け入れ、彼らがコナで独立するまでの間、衣服、食糧、住居を与え親切に接した。<sup>83</sup>

このようなマルカイの組織化は、逃亡移民が継続的にコナにやってきていたことを示唆しているといえよう。

また、この組織はアメリカ南部の黒人奴隸が、地下鉄道の援助を借りて、奴隸制のない北部へ逃げた経緯と非常に似ている。しかし、地下鉄道が奴隸制廃止論者などの思想的な結束によって組織されたのに対し、

グラフ⑧コナの日本人数：1878-1940



Ethnic Studies Oral History Project, *A Social History of Kona*, Vol. 1 (Honolulu: University of Hawaii, Manoa, 1981) A.5-11 より作成

コナのマルカイはエスニックな結束による援助体制を作り上げた。このことは、これまでの家族・県レベルにおける血縁・地縁ネットワークのほかに、「逃亡者」という共通の背景を持つ日本人への援助を通じて、エスニックな結束が加わったといえる。

コナでは、1890年から1900年にサトウキビ耕地からの再移民者を多く受け入れ、1930年にはコナの全人口の52.2%を占める「エスニック・マジョリティ」となった。現在でも、コナの日系人は逃亡移民を「パイオニア」精神を持つ象徴的な存在として語り継ぎ、サトウキビ耕地で働いていた日系人とは異なった背景を持つことに誇りを持っている。<sup>84</sup>

## 結論

本稿では、コナ日本人移民の多くが経験したとされる再移民の視点を取り入れることによって、国際移動と国内移動の規模の異なる移動形態をそれぞれ検討してきた。まず、国際移動に関しては、日布の国際関係というマクロな視点から個人的動機というミクロな視点までを網羅することによって、移動する主体に対して、多層レベルの要因がどのように作用し、移動を促すのかを明らかにした。国際レベルで取り交わされる条約・協定・法律などは移民がほとんど意識することはないが、国際移動を可能にする大前提となる重要な要素である。しかし、移民受入・送出国及び地域レベルにおける経済的状況は、移民の需要と供給を生み出す要因であり、移民自身も両者の経済的状況を比較することによって、移動の有効性を見極める。さらには、移民に最も直接的に移動を促す要因として、血縁・地縁ネットワークを通じたパーソナルレベルにおける情報収集・交換が挙げられる。このような国際・国家・地域・個人レベルにおける要因は、ミクロになるに従って移民の直接的な動機に働きかけていくのである。

図①は、以上の議論を図式化し、主体である移民の移動にどのように関わっているのかを示している。提示される要因は円の中心から離れるにつれ、主体の移動に対してより間接的に、そしてより国際的なレベルで働きかける要因となる。逆に、円の中心に近くなるにつれて、個人の移動により直接的に働きかける要素となる。したがって、人の移動は、移動者によって意識されるレベルとされないレベルの複合的な働きかけによって、生み出されると考えられる。

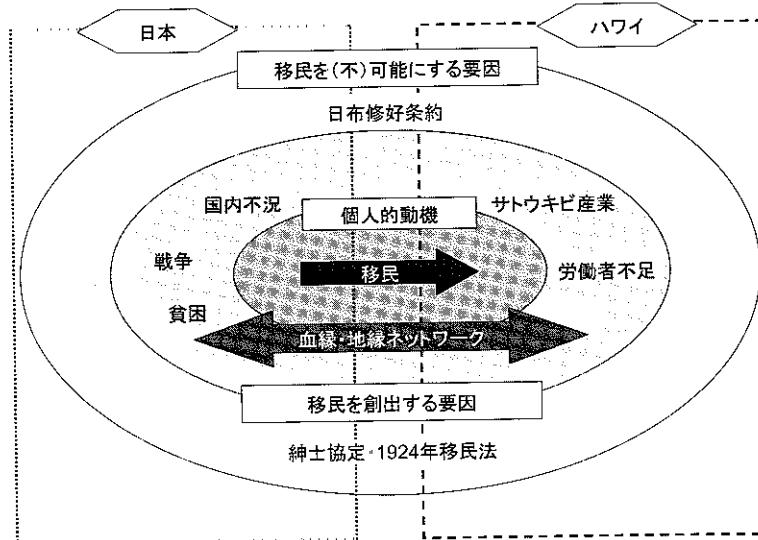
一方、国際移動が国境を超えた移動であるのに対し、国内移動の地理

的射程は明らかに小さい。また、多層レベルで逃亡(再移民)を促す要因を考察した場合、各要因が再移民者に働きかける度合いは、国際移民に比べてより均一的であるといえる。それは、国家の枠組み「内」の小規模な移動であるため、それぞれの要因がより直接的に個人の移動に影響を与えていためであると考えられる(図②参照)。

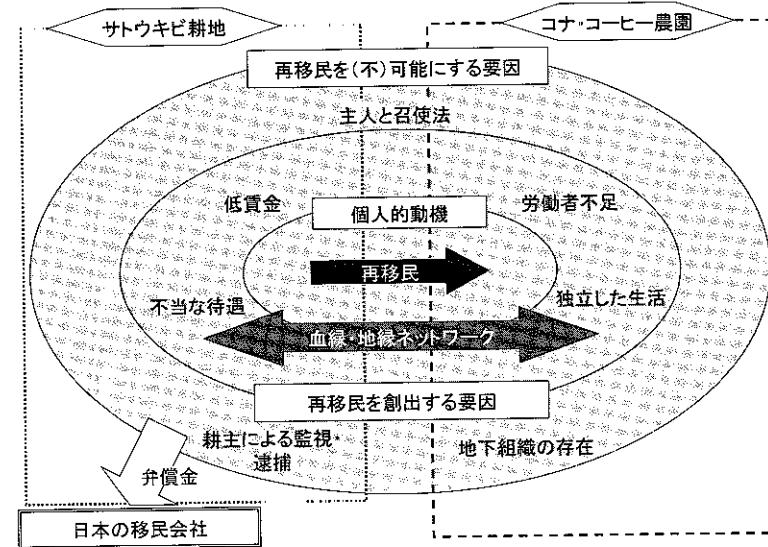
しかしながら、逃亡移民の過程や経験に注目すると、国内移動が必ずしも国内レベルに留まっていなかったことがわかる。例えば、逃亡という再移民は、ハワイの労働法を侵したものでもあり、雇い主のサトウキビ耕地主が日本の移民会社に弁償金を請求するというような「国際問題」でもあった。さらには、目的地に関する体験談や噂が移動を誘引したり、集団逃亡の際には血縁・地縁ネットワークの維持も見られたりと、再移民の過程には国際移動との連続性も見られる。

では、コナにやってきた逃亡移民や再移民者にとって、国際移動と国内移動はどのような意味を持ったのであろうか。コナに定住した日本人移民やその子孫のオーラルヒストリーからは、日本からハワイの移動過程よりも、サトウキビ農園からコナへの「逃避行」のほうがより重要性を持って語られる。それは、逃亡すること自体が命がけであることには加えて、サトウキビ農園でのトラウマ的経験が、強烈にコナへの再移民者の記憶として残ったためである。彼ら・彼女らにとって、第1次移動である国際移動は、国家間の取り決めによって保護された「安全」な移動であったのに対し、第2次移動である国内移動は国家やサトウキビ耕地という社会の保護から排除され、同胞移民の援助によって救われるという、より国家の壁・異文化社会の壁を体験する「危険な」移動であった。よって、移民のリアリティとして、国際移動より国内移動のほうが「移動」という過程が鮮明に経験され、記憶され、語り継がれているといえよう。

図①国際移動を促す多層レベルの要因



図②国内移動を促す多層レベルの要因



## Notes

- 1 「元年者」には、グアムへの移民 42 名も含まれていた。
- 2 渡航者のほとんどは、出稼ぎを目的としてハワイに渡った。
- 3 ジョン・トービー『パスポートの発明—監視・シティズンシップ・国家』(法政大学出版局、2008 年) はパスポートの起源を辿ることにより、20 世紀の近代國家がいかに「排他的」に人々の移動を制限・管理するようになったのを詳細に議論している。
- 4 伊豫谷 登士翁『移動から場所を問う—現代移民研究の課題』(有信堂高文社、2007 年) 6 頁。
- 5 本グラフには、1868 年(明治元年)にハワイに渡った集団移民(通称「元年者」)も含まれる。
- 6 Ernest Ravenstein "The Laws of Migration" *Journal of the Royal Statistical Society* 52 (1889)
- 7 Everett Lee "A Theory of Migration," *Demography* 3 (1966)
- 8 Lee "A Theory of Migration," 50-51
- 9 ハワイ日本人移民史刊行委員会編『ハワイ日本人移民史』(布畦日系人連合協会、1964 年) 34-35 頁。
- 10 前掲書、41 頁。
- 11 ヴァン・リードは再三にわたる幕府とのやり取りの末、1868 年 3 月 9 日駐日ハワイ総領事として認められた。(今井輝子「近代日本最初の集団海外移住とその波紋—『元年者』移民無免許ハワイ渡航について」『移住研究』17 号、1980 年、2-3 頁)。
- 12 今野敏彦・藤崎康夫編『移民史 3 アメリカ・カナダ編』(新泉社、1986 年) 22 頁。
- 13 中嶋弓子『ハワイ・さまよえる楽園—民族と国家の衝突』(東京書籍、1993 年) 136 頁。
- 14 今野『移民史 3』22 頁。
- 15 移民元緒の牧野富三郎は土分であったが、日本在住時代は「放蕩をした揚句 花妓の物書きなどをやって居た」らしく、他の元年者と同様、当初から労働者向きではない集団だったとされる(今井「近代日本最初の集団海外移住とその波紋」3 頁)。
- 16 Yukiko Kimura, *Issei: Japanese Immigrants in Hawaii* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1988), 3
- 17 一方、ハワイに残留した移民は約 100 名であり、契約終了後 11 名が帰国、約 40 名はアメリカなどに再渡航した。ハワイへの定住を選んだ者の多くは先住民を妻とした(今井「近代日本最初の集団海外移住とその波紋」9 頁)。1927 年にはハワイにて「明治元年渡航者之碑」が建てられ、ハワイ日系人社会ではハワイ移民の「先駆者」として認識されている。
- 18 中嶋『ハワイ・さまよえる楽園』67 頁。
- 19 日本人移民に対するハワイ政府の保護に関しては、1884 年に同政府が日本政府に提出した移民約定書草案を参照のこと。ハワイ日本人移民史刊行委員会編『ハワイ日本人移民史』91-92 頁。
- 20 サトウキビ産業に関わるアメリカ人入植者を中心とした共和制と、王政復古を唱え

- るリリウオカラリを中心とした王政制派との政権争いが、王国終焉の要因となった。詳しくは、猿谷要『ハワイ王朝最後の女王』(文春新書、2003年)を参照。
- 21 ハワイ日本人移民史刊行委員会編『ハワイ日本人移民史』153頁。
- 22 Hazama, Dorothy Ochiai, and Komeiji, Jane Okamoto. *Okage Sama De: The Japanese in Hawaii, 1885-1985* (Honolulu: Bess Press, 1986), 86
- 23 土井彌太郎『山口県大島郡ハワイ移民史』(マツノ書店、1980年) 123頁。
- 24 Harnaza *Okage Sama De*, 27
- 25 今野『移民史3』119頁。
- 26 広島県編『広島県移住史 通史編』(広島県、1993年) 276頁。
- 27 明石紀雄、飯野正子『エスニック・アメリカー多民族国家における統合の現実』(有斐閣、1997年) 188-90頁。
- 28 ハオレ Haole とはハワイ語の ha (= to breath) と ole (= not, without) から成る。元来「ハワイ語や文化を理解しない人」を意味した。ハワイ人の後に移住した人々が白人であったことから、意味が転じて Haole は「欧州諸国からの白人」を指すようになった。しかし、南欧出身のポルトガル人やスペイン人は含まれない。Eleanor C Nordyke, *The Peopling of Hawaii* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1989) 43
- 29 Theodore Morgan *Hawaii. A Century of Economic Change: 1778-1876* (Cambridge: Harvard University Press, 1948), 136
- 30 中嶋『ハワイ・さまよえる楽園』40頁。
- 31 Perry F Philippe. *Diversified Agriculture of Hawaii* (Honolulu: University of Hawaii Press 1953), 43
- 32 William H Dorrance, and Francis Swanzey Morgan *Sugar Islands. The 165-year Story of Sugar in Hawaii* (Honolulu: Mutual Pub 2000) 6
- 33 Morgan, *Hawaii* 227-28
- 34 ハワイ日本人移民史刊行委員会編『ハワイ日本人移民史』76頁。
- 35 Moriyama, Alan Takeo. *Imingaisha: Japanese Emigration Companies and Hawaii 1894-1908* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1985), 6-7
- 36 アメリカにおける中国人人口の急増により、1850年代から黄禍論が高まりを見せた。そして、1882年には中国からの移民を禁止する法律が制定される。1898年にアメリカに併合されたハワイでは、1900年からアメリカの基本法が適用されたため、中国からの移民も禁止された。
- 37 ポルトガルからの移民は、1877年から1988年（約1万1千人が移民）と1906年から1912年（5千人）の二期に分かれる。移民のほとんどが、当時貧困に苦しんでいたマデイラ島とアソレス島からやってきた。Iakaki Ronald I., *Pau Hana: Plantation life and labor in Hawaii* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1983), 38
- 38 三和良一『概説日本経済史—近現代〔第2版〕』(東京大学出版会、2009年) 52-53頁。
- 39 熊本女子大学郷土文化研究所編『明治の熊本—熊本県史料集成12』(国書刊行会、1985年) 249頁。
- 40 前掲書、245頁。
- 41 アラン I モリヤマ著、金子幸子共訳『日米移民史学—日本・ハワイ・アメリカ』

## Twice Migration of Japanese Immigrants to Hawai'i

- (PMC 出版、1988 年) 21-23 頁。
- 42 中嶋『ハワイ・さまよえる楽園』142-43 頁。
- 43 広島県編『広島県移住史』238 頁。
- 44 Franklin, Odo, and Kazuko, Shinato. *A Pictorial History of the Japanese in Hawaii 1885-1924* (Honolulu: Immigrant Heritage Preservation Center 1985), 97
- 45 呂玉正昭『日本移民史研究序説』(渓水社、1992 年) 46 頁。
- 46 前掲書、41 頁。
- 47 前掲書、48-49 頁。
- 48 前掲書、52-53 頁。『明治の熊本』246 頁。
- 49 広島県編『広島県移住史』33-34 頁。
- 50 前掲書、55-56 頁。
- 51 土井『山口県大島郡ハワイ移民史』120 頁。
- 52 呂玉『日本移民史研究序説』56 頁。
- 53 土井『山口県大島郡ハワイ移民史』115 頁。
- 54 モリヤマ『日米移民史学』51 頁。
- 55 土井『山口県大島郡ハワイ移民史』122 頁。
- 56 その他、死者 7% (2,034 名)、アメリカ行き 3% (877 名) となっている。
- Moriyama *Imingaisha*, 29
- 57 土井『山口県大島郡ハワイ移民史』176 頁。
- 58 モリヤマ『日米移民史学』112 頁。
- 59 土井『山口県大島郡ハワイ移民史』116-23 頁。
- 60 Odo, *A Pictorial History*, 155
- 61 外務省外交資料館所蔵資料 341 143 『逃亡移民人名報告雑件第一巻』。
- 62 モリヤマ『日米移民史学』85 頁、95 頁。
- 63 Takaki *Pau Hana*, 156-57
- 64 Curtis Aller *Labor Relations in the Hawaiian Sugar Industry* (Berkeley: Institute of Industrial Relations, University of California 1957), 32-33
- 65 Ethnic Studies Oral History Project *A Social History of Kona* (Honolulu: University of Hawaii, Manoa, 1981), 263
- 66 Edward D. Beechert. *Working in Hawaii: A Labor History* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1985) 117
- 67 この数字はハワイ島にあった 21 の耕地における普通労働者（耕地労働者）の数（内訳：男 3092 人、女 347 人、子供 60 人）を合計したものである。飯田耕次郎『ハワイ日系人の歴史地理』(ナカニシヤ出版、2003 年) 62 頁。
- 68 外務省外交資料館所蔵資料 341 143 『逃亡移民人名報告雑件第一巻』。
- 69 相賀安太郎『五十年間のハワイ回顧』(「五十年間のハワイ回顧」刊行會、1953 年) 17-18 頁。
- 70 John R. Alkire *An Oral Historical Study of the Migration of Eight Japanese Coffee Farmers and Their Labour Experience in the Hawaiian Islands between 1903 and 1978* (Pacific Studies 490), 21 (出版元、出版社不明)
- 71 Kona Historical Society, Yosoto Egami—A Pioneer & Leader in Kona Agriculture, *Friends of*

- Uchida Coffee Farm 2, no. 1 (1997): 3
- 72 生豆とは焙煎前のコーヒーを言う。グリーンコーヒーとも呼ばれる。
- 73 Goto Baron, "Ethnic Groups and the Coffee Industry in Hawaii" *Hawaiian Journal of History* no. 16 (1982): 87
- 74 Odo *A Pictorial History*, 157
- 75 Beechert, *Working in Hawaii* 50
- 76 Takaki, *Pau Hana*, 137-39
- 77 相賀『五十年間のハワイ回顧』18頁。
- 78 Takaki, *Pau Hana*, 136-37
- 79 University of Hawaii at Manoa, Hamilton Rare Library HSPA KAU33/1 HUT C, Irwin & Co. Inc. 1898-1899
- 80 Andrew W Lind, "Assimilation in Rural Hawaii" *American Journal of Sociology* 45, no. 2 (1939): 203
- 81 John F Embree, *Acculturation Among the Japanese of Kona Hawaii* (Menasha: American Anthropological Association, 1941), 6
- 82 "Kona Coffee Stories: Hana Tokeida Masuhara" *Kona Coffee Cultural Festival* (Kailua Kona, 1998): 24
- 83 Jiro Nakano *Kona Echo. A Bibliography of Dr. Harvey Saburo Hayashi*, (Kona, 1990) 45
- 84 逃亡移民に関するコナ日系人の現在の語り「コナ・コーヒー文化フェスティバル－ハワイ島コナにおける新たなアイデンティティの形成」『移民研究年報』14号, 2008年, 59-70頁。

